

横浜山岳協会規約

第 1 章 総 則

第 1 条 名称および所在地

本協会は横浜山岳協会と称し横浜市内に事務所を定める。

第 2 条 組 織

本協会は横浜市内の登山団体をもって組織する。

第 3 条 目 的

□□ 本協会は加盟団体相互の和親交流を計り、健全なる登山の発展を目的とする。

□□ 一般市民へ安全登山の普及を図りつつ、健康増進と自然愛護に寄与する。

第 4 条 事 業

本協会は第 3 条の目的を達成するため必要な事業を行う。

第 2 章 役 員

第 5 条 本協会に次の役員を置く。

会 長	1 名	副会長	1 名
理事長	1 名	副理事長	<u>若干名</u>
理 事	第 9 条 2 , <u>3</u> 項による。	会計監査	2 名

* 但し、名誉会長 1 名 および顧問、参与、特別理事(第 9 条 3 項による。)を若干名置くことができる。

第 6 条 賛助会員

1. 本協会に賛助会員を置くことができる。
2. 賛助会員は本協会の目的、事業に賛同し、後援の意を具備する個人又は法人とする。

第 7 条 役員の仕事

1. 会長は本協会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
3. 理事長は理事会を運営し、会務を総括する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代理する。
5. 理事は理事会を組織し、会務を執行する。
6. 会計監査は本協会の会計を監査する。
7. 顧問、参与は会長の諮問に応じて会長に建議する。

第 8条 役員の任期

1. 本協会理事の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
2. 前項の規定に関わらず名誉会長、顧問および参与の任期は規定しない。
本協会の理事に欠員が生じた場合、該当加盟団体は直ちに後任者を選任し、後任者の任期は前任者の残存期間とする。

第 9条 役員の選任

1. 会長、副会長、理事長、副理事長は理事会にて互選し、総会の承認をへてその任につく。
2. 理事は各加盟団体より1名を推薦し派遣する。加盟団体が理事を選任しない場合、当該団体の代表を理事とする。理事の変更は理事会へ届ける。
3. 会務運営上必要とする場合、会長は総会の承認をへて学識経験者、会務経験者を理事に加えることができる。
会長推薦による理事の人数は3名以内とする。変更は理事会承認とする。
上部団体の役員等の就任に伴う当協会の理事就任要請は9条 項の枠外の特別理事とし、理事会の承認を得る。尚、特別理事は総会の議決権を持たない。
4. 会計監査は総会にて推挙し会長が委嘱する。
5. 名誉会長および顧問、参与は総会の議により会長が委嘱する。

第 3 章 会 議

第10条 総 会

1. 総会は毎年一回会長が招集し、次の事項を審議する。
 - イ．事業計画および事業報告
 - ロ．会計予算および決算
 - ハ．役員の承認、会計監査の選任、名誉会長および顧問、参与の提議
 - ニ．その他の重要事項(規約改正等)
2. 総会の議長は出席理事の互選とする。
3. 総会は理事の過半数の出席によって成立し、議決は、出席理事の過半数を以って決する。但し、委任状および代理人を認める。
4. 理事の過半数以上から請求のあった場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第11条 理事会

1. 理事会は理事長が招集し、会務の執行にあたる。
2. 理事会は会務執行にあたり、必要に応じて専門委員に業務の一部を委嘱することができる。
3. 専門委員は理事会にて互選または推薦し、会長が委嘱する。
4. 理事会の決議は出席理事の過半数をもって決する。但し、委任および代理人の出席を認める。

第 4 章 経 理

第 12 条 経 理

本協会の経費は会費、補助金、賛助金、寄付金、新規加入金およびその他の雑収入をもち、これに充てる。

第 13 条 会費および新規加入金

1. 会 費 団体会費年 22,000 円
個人会費 250 円(4月1日現在の会員数分)
但し県岳連会費 団体 13,000 円、個人会費 200 円が含まれています。
2. 新規加入金 9,000 円

第 14 条 会計年度

本協会の経理は 1月 1 日に始まり 12月 31 日に終わる。会費の納入は 5 月末までに行なわなければならない。

第 15 条 会計監査

本協会の経理は、会計年度終了後直ちに決算し、遅滞なく監査を受けなければならない。

第 5 章 加入・休会・退会・表彰および処分

第 16 条 本協会の加入又は本協会を休会、退会しようとする者は、所定の手続きを経て理事会の承認を必要とする。

第 17 条 本協会における休会とは、退会の処理を行うが、再加入に際して加入金を不要とする。

第 18 条 本協会は、本協会の発展ならびに名誉に対して、多大な貢献をしたる団体、または個人に対し理事会の議により表彰する。

第 19 条 本協会は協会の名誉を損傷したる者、及び本協会加盟団体として非協力又は不適当と認めした場合に対し、理事会審議の上、必要な処分を行う。

第 6 章 雑 則

第 20 条 本規約は総会において改正又は廃止することができる。

第 21 条 本規約の運用と規約外の協会運営に関しては横濱山岳協会規約運用規程で定める。

第 22 条 本規約は昭和 30 年 3 月 8 日より施行する。

沿革

平成 23 年 5月全面改正

平成 24 年 4 月改正